

別紙 2 の 1

奈良県知事の定める業務

区 分	主 な 職 種
社会福祉士	<p>①(児童福祉法関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童相談所の児童福祉司・受付相談員・相談員・電話相談員・心理判定員・児童指導員 ・ 母子生活支援施設の母子指導員 ・ 児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター及び情緒障害児短期治療施設の児童指導員 ・ 障害児入所施設の児童指導員及び心理指導を担当する職員 ・ 児童自立支援施設の児童自立支援専門員 ・ 児童家庭支援センターの支援を担当する職員 <p>②(医療法関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 病院及び診療所で福祉に関する相談援助業務を行う専任の職員 <p>③(身体障害者福祉法関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者更生相談所の身体障害者福祉司・心理判定員・職能判定員・ケースワーカー ・ 障害者支援施設、障害者福祉サービス等事業所の生活指導員 ・ 福祉ホームの管理人 ・ 身体障害者福祉センターで身体障害者に関する相談に応じる職員 <p>④(生活保護法関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 救護施設及び更生施設の生活指導員 <p>⑤(社会福祉法関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉に関する事務所の査察指導員・身体障害者福祉司・知的障害者福祉司・老人福祉指導主事・現業員・家庭児童福祉主事・専任の家庭相談員・面接相談員・専任の婦人相談員・専任の母子相談員 <p>⑥(売春防止法関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 婦人相談所の相談指導員・判定員・専任の婦人相談員 ・ 婦人保護施設において入所を指導する職員 <p>⑦(知的障害者福祉法関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 知的障害者更生相談所の知的障害者福祉司、心理判定員・職能判定員・ケースワーカー ・ 障害者支援施設、障害者福祉サービス事業所の生活指導員 ・ 福祉ホームの管理人 ・ 障害者福祉サービス等事業所の相談援助業務を行う専任の職員

区 分	主 な 職 種
社会福祉士	<p>⑧（老人福祉法関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの生活指導員、生活相談員 ・ 軽費老人ホームの生活指導員、主任生活相談員・生活相談員・利用者の生活、身上に関する相談、助言を行う職員 ・ 老人福祉センターの生活指導員、相談、指導を行う職員 ・ 老人短期入所施設の生活指導員 ・ 老人デイサービスセンターの生活指導員 ・ 老人介護支援センターの生活指導員、相談援助業務を行っている専任の職員 <p>⑨（母子及び寡婦福祉法関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 母子福祉センターにおいて母子の相談を行う職員 <p>⑩（介護保険法関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設の介護支援専門員及び指定居宅介護支援事業、特定施設入所者生活介護事業に従事する介護支援専門員 ・ 介護老人保健施設の介護支援専門員及び支援相談員 ・ 指定通所介護又は基準該当居宅サービスに該当する通所介護指定短期入所生活介護又は基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護を行う施設の生活相談員 ・ 指定通所リハビリテーション又は指定短期入所療養介護を行う施設の生活相談員 <p>⑪（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保健所の精神障害者に関する相談援助業務を行っている専任の精神保健福祉相談員、精神保健福祉士、精神科ソーシャルワーカー ・ 精神保健センターの精神障害者に関する相談援助業務を行っている専任の精神保健福祉相談員、精神保健福祉士、精神科ソーシャルワーカー ・ 精神障害者社会復帰施設の精神保健福祉士、精神障害者社会復帰指導員、管理人 <p>⑫（①から⑪に準ずると認められる職種）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活保護法に規定する授産施設及び宿所提供施設の指導員 ・ 老人福祉法に規定する有料老人ホームにおいて相談援助業務を行う専任の指導員 ・ 高齢者総合相談センターの相談援助業務を行う専任の相談員 ・ 隣保館の相談援助業務を行う専任の指導職員 ・ 県社会福祉協議会の地域福祉権利擁護事業の専門員 ・ 市町村社会福祉協議会の福祉活動専門員、相談援助業務を行う専任の職員

区 分	主 な 職 種
社会福祉士	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児通所支援事業を行っている施設の相談援助業務を行う専任の相談員 ・ 児童福祉法に基づく厚生労働大臣の指定を受けた指定医療機関の児童指導員 ・ 心身障害者福祉協会法に規定する福祉施設において相談援助業務を行う専任の指導員及びケースワーカー ・ 地方更生保護委員会及び保護観察所の保護観察官 ・ 更生保護施設の補導主任及び補導員 ・ 労災特別介護施設において相談援助業務を行う主任指導員 ・ 心身障害児総合通園センターにおいて相談援助業務を行う専任の職員 ・ 児童自立生活援助事業を行っている施設において相談援助業務を行う専任の相談員 ・ 子ども・家庭110番事業を行っている中央児童相談所の電話相談員 ・ ショートステイ事業又はトワイライトステイ事業を行っている児童養護施設、母子生活支援施設及び乳児院において相談援助業務を行う専任の職員及び里親等 ・ 地域子育て支援センター事業を行っている保育所、母子生活支援施設及び乳児院において相談援助業務を行う専任の職員 ・ 点字図書館及び聴覚障害者情報提供施設において相談援助業務を行う専任の職員 ・ 障害者110番運営事業を行っている施設において相談援助業務を行う専任の職員 ・ 地域生活援助事業を行っている障害者グループホームにおいて相談援助業務を行う専任の職員 ・ 生活支援事業を行っている施設の相談援助業務を行う専任の職員 ・ 高齢者生活福祉センター運営事業を行っている高齢者生活福祉センターの生活援助員 ・ シルバーハウジング生活援助員派遣事業を行っているシルバーハウジングの生活援助員 ・ 地域福祉センターにおいて相談援助業務を行う専任の職員 ・ 福祉に関する相談援助業務を行う施設として厚生労働大臣が個別に認めた施設において福祉に関する相談援助業務を行っている専任の相談員